

平成 29 年 12 月 25 日

横浜市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 2 項に規定する条例
で定める区域の規模は、300 平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。